

令和元年6月21日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03400

研究課題名(和文)自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響

研究課題名(英文)The structure of automobile insurance and the action for damages

研究代表者

洲崎 博史 (Suzaki, Hiroshi)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：20211310

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：自賠責保険または任意対人責任保険において法律または約款の規定により被害者に付与される責任保険者に対する直接請求権の意義・機能について検討を行い、被害者が同請求権を裁判上行使する場合には、被害者が被った損害の額や加害者が責任を負うべき損害賠償額について被害者・責任保険者間で合意が得られていないときでも、それらの額の確定も含めて責任保険者の損害賠償額支払義務の内容を裁判において決することができることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

任意対人責任保険約款において被害者に付与されている直接請求権により、被害者が責任保険者に対して何を求めることができるか、とりわけ、請求権の額について争いがある場合の直接請求権の機能について、これまで立ち入った検討がされず、見解が分かれていることすら学界において十分に認識されていなかったように思われる。本研究は、従来の学説・裁判例の中には直接請求権を定めた約款規定の趣旨を正しく理解していないものがあることを指摘した。

研究成果の概要(英文)：In this research, injured's right to file a claim with the automobile insurer was considered.

When an injured files a claim with the automobile insurer in an action, it is possible to calculate the loss of the injured or damages in the action, even if the amount of the loss or damages is unsettled between the injured and the insurer or the perpetrator(the insured) before the action.

研究分野：保険法

キーワード：自動車保険 被害者の直接請求権 損害賠償額算定

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19（共通）

1．研究開始当初の背景

わが国の自動車保険制度においては、自動車事故被害者の人身損害額の算定が独特の方式により行われてきた。すなわち、被害者と保険者（責任保険者）が裁判外で損害額につき交渉する場合には国が定めた基準（またはこれを参考に保険者が定めた基準。以下両者を合わせて「算定基準」といい、算定基準により算定される損害額を「算定基準損害額」という）にしたがうが、被害者と保険者（または被害者と加害者）が裁判で損害額について争う場合には裁判所は算定基準に拘束されることなく損害額を算定するというものである（以下「二元的な損害額算定システム」という）。このような仕組みは、裁判による長期戦ではなく責任保険者との示談によって迅速に損害額を確定し補償を得ることを望む被害者の利益を確保するという観点からは、どの地域で事故が起こったか、示談の相手方となる責任保険者が誰かにより損害額が左右されないよう、全国統一的な算定基準を用いて損害額を算定することは十分に合理性のある仕組みであったといえる。ところが、近年任意自動車保険商品の中に、人身傷害補償保険（以下「人傷保険」という）契約や弁護士費用等担保特約（以下「弁特」という）が組み込まれるという実務が急速に普及した結果、二元的な損害額算定システムに揺らぎが生じている。すなわち、人傷保険は、被害者の人身損害を填補することを目的とする保険であるところ、同保険における損害額の算定は、裁判外であるか否かを問わず（すなわち人傷保険者に対する裁判においても）算定基準に依拠して行われることから、算定基準にのみ依拠する人傷保険と二元的損害額算定システムに依拠する自賠責保険・任意対人保険との間で請求権代位の関係が生ずるような場合には損害額算定に関して不整合が生じるおそれがある。とりわけ、弁特の普及により、自賠責保険者・任意対人保険者に対する裁判が提起され、裁判所が損害額を算定する場合が増えると、上記の不整合がより生じやすくなるといえる。

2．研究の目的

そこで、本研究においては、（１）上記のような自動車保険実務、とりわけ人傷保険と弁特の構造が自動車事故紛争処理に及ぼす影響を理論的に明らかにし、（２）そのような事態が自動車事故処理の枠組みとして望ましいのか、もし望ましくないとすれば現在の自動車保険実務（人傷保険や弁特の構造）をどのように改めるべきかを明らかにすることを目的とした。

3．研究の方法

本研究を実施する方法として、当初は、自動車保険をめぐる裁判例や弁特の約款内容を調査分析し、どのような事案類型において損害額算定をめぐる紛争が生じやすいのかを明らかにし、この成果に基づいて、人傷保険と弁特のあるべき構造を検討し、最終的には約款改訂案を提示することにより実施することを企図していた。しかしながら、平成29年4月から2年間、報告者はその所属機関である京都大学大学院法学研究科の研究科長を務めることになり、本研究を当初構想のまま実施するための研究時間を十分に確保できなくなるおそれが生じた。また、平成29年12月には、弁特の実情と問題点を詳細に検討した解説書（LAC研究会編『権利保護保険のすべて』（商事法務））が出版され、本研究を当初の構想のまま進めると新規性・独創性を欠く事態となるおそれが生じた。そこで、研究計画を修正し、次に述べるとおり、被害者が自賠責保険者または任意対人保険者に対して訴訟を提起した場合の損害賠償額確定の問題に焦点を当てた研究を行うこととした。

被害者が弁特の付加された保険契約に加入している場合、自賠責保険者または任意対人

保険者に対して訴訟を提起するハードルが低いから、そのような訴訟の中で損害賠償額を決しようと望むことが少なくない。ところが、近時、被害者と任意対人保険者の間で損害賠償額について争いがある場合には、被害者が保険約款で与えられた直接請求権を任意対人保険者に対して裁判上行使することができない旨を述べる下級審裁判例が現れるに至り、学説もその当否をめぐる議論していることから、本研究においてもこれを重要テーマとして取り上げることとした。具体的には、任意対人保険約款における直接請求権に関する規定について、その趣旨・目的を沿革も含めてつぶさに検討しながら、規定の適用範囲を明らかにするという研究方法を採用した。

このほか、自賠法16条に基づく自賠責保険者に対する直接請求権に関しては、同請求権と労災保険者の代位求償権の優劣を扱った最判平成30年9月27日民集72巻4号432頁についての検討を行った。

4. 研究成果

(1) 任意対人保険における直接請求権が裁判上行使される場合の損害額確定について

任意対人保険の約款では、被害者（損害賠償請求権者）が任意対人保険者（以下「任意社」という）に対して損害賠償額の支払を請求する権利（いわゆる直接請求権）を行使することができる事由の一つとして「損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合」（以下「3号規定」という）を挙げている。直接請求権は被保険者（加害者）の損害賠償債務について任意社が併存的債務引受けをすることにより生ずるものと解されるから、直接請求権の行使に対して任意社が損害賠償額の支払をすれば、その限りで加害者の損害賠償債務は弁済により消滅するはずであり、被害者が加害者に対し重ねて損害賠償請求をしてきても、加害者は弁済を拒むことができるはずである。しかし、加害者が負うべき損害賠償責任の額が加害者と被害者の間で確定していないと、被害者は、任意社から支払を受けた損害賠償額は加害者が負うべき損害賠償責任の額に達していないと主張してその差額を加害者に対して請求して行く可能性がある。ここで、被害者が上記の承諾をすれば、加害者がこのような請求を受けることがなくなり、加害者はその損害賠償義務から完全に免脱されることになって加害者の損害賠償責任を任意社が肩代わりするという任意対人保険の目的を達することができることから、上記の通り、約款において被害者による損害賠償請求権不行使の承諾を直接請求権行使事由の一つとして定めたものと解される。一方、被害者にとっては、かかる直接請求権行使事由があることにより、加害者との間で賠償の交渉をしたり、加害者に対して裁判上または裁判外で賠償の請求をすることなくいきなり任意社に対して損害賠償額の支払を請求しうることになるから、3号規定は被害者にとっても有用な約款規定であるといえる。

被害者が損害賠償額について裁判外で任意社と交渉して合意に至れば、任意社は被害者に対して損害賠償額を支払い、紛争が決着する（裁判外での直接請求権の行使）。しかし、裁判外で損害賠償額について合意ができなければ、被害者は裁判上直接請求権を行使し、その中で、損害賠償額についての決着も目指されることになるはずである。ところが、まさにこのような形で裁判になった仙台高判平成26年3月28日判時2276号42頁において、判決は、3号規定は「保険会社において損害賠償額が事実上確定したと認めてこれを争わない状態があることを前提として被害者救済のために損害賠償請求権者からの直接請求に応じることを定めたものと解すべきであり」、「保険会社が被害者からの請求に任意

に応じる場合は別として、被害者が加害者に対する損害賠償額の確定等のための手続を取らないまま、加害者に対する損害賠償請求権を行使しないことを一方的かつ抽象的に宣言することによって、直ちに、保険者に損害賠償額の支払を求める法的手続を取ることを許容するものとはいいがたい。」と判示し、被害者が加害者に対して損害賠償請求権を行使しないことを加害者に対し書面で承諾することを条件に任意社が損害賠償額の支払をするよう求める被害者（原告）からの請求を斥けた。学説にもこれを支持するものがみられる（北河隆之・判評 691 号 20 頁、山下典孝・損害保険研究 78 卷 1 号 280 頁）。

3号規定に基づき直接請求権が裁判上行使される場合には被害者・加害者間でも、被害者・任意社間でも損害賠償額がまだ定まっていないケースが少なからずあるはずであり、それにもかかわらず上記判決のように任意社が損害賠償額について争わない場合にしか直接請求ができないとすると、3号規定は裁判規範として（すなわち、被害者と任意社が裁判外で合意できない場合の規範として）はおよそ機能しえないことになる。上記判決のような理解は、3号規定の意義・機能を不当に制限的に解釈するものといわざるを得ない（同旨、梅村悠・上智法学 60 卷 1・2 号 85 頁以下）。約款作成者としては、加害者が賠償交渉に応じようとししないなど加害者側の事情で賠償交渉が困難となる場合を想定して3号規定を設けた可能性はあるが、約款規定上そのような限定がなされていない以上は、被害者の側が加害者との交渉を望まない場合にも3号規定による直接請求権の行使が認められるべきである。被害者に直接請求の便宜を与えつつ、任意社の支払により被保険者を確実に免脱させるという3号規定の趣旨に適うようにするには、損害賠償額の支払と引換えに加害者に対して損害賠償請求権を行使しないことを承諾する書面（免責証書）が交付されれば十分である。したがって、3号規定に基づく直接請求権の行使が裁判上なされる場合には、免責証書を交付するのと引換えに損害賠償額の支払を命じる引換給付判決が認められてしかるべきである。

（2）自賠法 16 条に基づく直接請求権の行使と労災保険者の代位求償権の関係

これについては近々研究内容を雑誌論文として公表する予定であり、プライオリティの関係から、研究内容を本報告書で記述することは差し控えたい。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 2 件)

洲崎博史、ぎょうせい、藤村和夫 = 伊藤文夫 = 高野真人 = 森富義明編『実務交通事故訴訟大系 第2巻 責任と保険』、2017、403-427 頁

洲崎博史、有斐閣、『保険法〔第4版〕』（山下友信・竹濱修・山本哲生と共著）、2019、1-71 頁

6．研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。